平成２２年（フ）第９４２号
静岡市清水区宮代町６番３号
破産者　株式会社上條工務店
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１１２２号
埼玉県所沢市上新井２丁目27番地の６　エステート３―203、開始決定時の住所埼玉県鶴ヶ島市大字下新田589番地30
破産者　南　　忍
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９６号
さいたま市見沼区大字東宮下533番地19
破産者　二宮　貞二
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４７８号
鹿児島県鹿児島市下竜尾町10番22号、住民票上の住所鹿児島県日置市東市来町湯田3231番地
破産者　財部　祐至
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５９９号
茨城県水戸市東台２－８－３　ハイツネモト201、住民票上の住所茨城県小美玉市栗又四ケ2487番地56
破産者　飯田　高男
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７９３号
神奈川県小田原市中里６番地の16　オピュレンス小田原203、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市新屋３番地の12　シャトレー村越Ｂ
破産者　福禄　眞弓（旧姓岩川）
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９３８号
北九州市八幡西区引野１丁目13番25号　101号、破産手続開始決定時の住所北九州市八幡西区上上津役６丁目11番30号
破産者　酒田　文市
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９８６号
北九州市小倉北区田町11番５―202号
破産者　大島　善吉
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３８３号
鹿児島県鹿児島市武岡３丁目15番地６　武岡コーポＮⅡ101号
破産者　財部　　均
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９６５号
札幌市西区琴似３条５丁目３番19号　ベルメゾン琴似Ａ―206号
破産者　都澤　俊史
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２９９号
愛知県知多市つつじが丘４丁目24番地の14　グランヴィア花ノ木305
破産者　林　　雅宏
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０４４号
大阪府富田林市小金台２丁目７番４号
破産者　福田　行弘
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５６号
大阪府富田林市西板持町７丁目５番38号
破産者　竹本　正和
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
兵庫県丹波市青垣町小倉729番地６
破産者　足立　周二
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第６号
山口県宇部市大字際波359番地167
破産者　山田　靖之
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１８０号
徳島県小松島市坂野町字島の内55番地の１
破産者　長谷　雅之
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部